

宇宙政策委員会 第4回宇宙産業・科学技術基盤部会宇宙法制小委員会 議事録

1. 日 時：平成27年6月23日（火） 10：00～11：25

2. 場 所：中央合同庁舎8号館8階 特別大会議室

3. 出席者

(1) 委員

鎌田座長、青木座長代理、浅田委員、宇賀委員、櫻井委員、下村委員、
白井委員、安岡委員

(2) 事務局

中村宇宙戦略室審議官、森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、
奥野宇宙戦略室参事官、恒藤宇宙戦略室参事官

4. 議事次第

(1) 宇宙活動法に関する基本的考え方

(2) 衛星リモートセンシング法及び関連する事項の基本的考え方

(3) その他

5. 議 事

○鎌田座長 少し定刻より早いかもしれませんが、皆さん、おそろいになりましたので「宇宙政策委員会 第4回宇宙産業・科学技術基盤部会宇宙法制小委員会」を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。

最初の議題は「宇宙活動法に関する基本的考え方」であります。

事務局から説明をお願いいたします。

<事務局から、資料1に基づき説明>

○鎌田座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対する御質問、御意見を自由にお出してください。

○下村委員 言葉遣いについての質問なのですが、有人輸送機の打ち上げは、当面許可を行わないとの説明がありましたが、これは、禁止するという意味ですか。

○奥野参事官 状態としては、禁止されている状態になってございます。

と申しますのは、宇宙条約におきまして、宇宙活動につきましては、条約に基づいて、国の許可及び継続的監督を行うこととされておりまして、許可とい

うのは、一般的に禁止された状態を、特に許可を与えた者に関して解除するという行為でございますので、有人宇宙輸送機の打ち上げの許可を行わないという状態は、禁止が解除されていない状態を指しますので、禁止されている状態になります。

ただ、この点につきましては、実は部会等で議論した際に、この禁止という語は、本来、単に、禁止が解除されていないというニュートラルな状態を指すのですが、禁止するという表現を使いますと、政府が有人宇宙輸送機の打ち上げというものに関して、極めてネガティブな心証を持っているというような誤解を受ける可能性があるとの指摘がございまして、禁止という言葉をあえて避けて、当面、許可を行わないというような形の表現としたところでございます。

○下村委員 わかりました。こんなことはあるかどうかあれなのですけれども、海外の有人輸送機を起用して、何らかのプロジェクトを図ると、そういう事態がもしもあるとして、その場合はどうなのですか。

○奥野参事官 その場合につきましては、ここで当面という語が使われておりますとおり、概念としては、もし、スペースシャトルのような形で軌道上に配置される有人宇宙輸送機の打ち上げに関しては、国の許可を行う必要がございしますが、ここで許可を行わないというのは、国として積極的にそれを禁止したいという趣旨ではなくて、まだ、国の側に許可を行うだけの十分な技術的能力がないという点から当面と書かれております。

したがって、もし、今後、民間事業者等で具体のプロジェクトが具体化しましたら、そういった点を踏まえまして、有人宇宙輸送機に対する許可に関して、国の側が、まず、許可が出せるだけの技術的能力というのを確保いたしませんと、適切に有人機の打ち上げが安全であるという許可が出せませんので、そういった意味で、当面という語を使ってございますが、まずは、国の側で許可基準だとか、具体的な技術基準というのを急ぎ整備した上で、それに対応していくというプロセスを経なければならないと考えておりますので、国が安全だと許可が出せる状態になるまでは、少しお待ちいただかなければならない。

○下村委員 その準備は、鋭意進めるという理解でいいですか。

○奥野参事官 そういった具体の動きというのが具体的にございすれば、以前、基盤部会等でも議論しましたけれども、国で、例えば、有人宇宙輸送機の開発プロジェクトが具体的に政策として設定されれば、この活動法の制度というのは、政策と整合的な形で有人宇宙輸送機の許可制度というのを政策と整合的に対応するという観点と、もう一点御指摘のとおり、国ではなくて、民間事業者において、そういった有人宇宙輸送機の活動というのが出てくれば、国として、先ほど申し上げましたとおり、積極的に有人宇宙輸送機を禁止する方針もまだございませんので、その民間の動きを受けた形で、新たな立法事実、も

しくは制度を変更するような要因として、有人宇宙輸送機の打ち上げに対する許可制度というのを早急に検討しなければならなくなると承知してございますが、現時点において、まだ、軌道上にこういった有人宇宙輸送機を、日本の事業者が、我が国の管轄権の及ぶ範囲で打ち上げするというプロジェクトは、立法事実として政府としては、現時点で具体のものを承知しておりませんので、当面の間は、このような対応で整備させていただきたいと考えております。

○下村委員 その次は、弾道ロケットは適用対象としないとのことですが。これも何か、先ほどの許可を行わないということ、そういう表現とのニュアンスの違いをもう少し説明してもらえたらと思います。

○奥野参事官 活動法の適用の対象となりますと、今、言ったように許可制度というのがかかってまいりますので、許可を受けなかった場合に関しては、それが禁止されているという状態になりますが、適用されていないということは、禁止もされていないという形になります。

○下村委員 自由にしてよいという意味ですか。

○奥野参事官 そういうことでございます。

この点に関しては、従前、部会等でも御議論ございましたが、現在においても弾道ロケット等の打ち上げというのは、現行法制のもとで、火薬類取締法、航空法等の現行の安全規制のもとで安全に打ち上げが行われているという状況に関しては、現時点では変更がないと、我々は認識しておりますので、したがって、弾道ロケットの打ち上げに関しては、先ほど申し上げました条約担保等の関係で宇宙活動法の対象にする必要がないという観点と、もう一点、今時点で、それ以外に弾道ロケットの打ち上げというのを一律禁止して、何らかの新たなライセンスを課して、第三者の公共の安全を確保することが必要な事態には至っていないので、こちらは現行法令の枠組みで引き続き継続して、今の活動が実施できるという趣旨で対象にしないと書いてございます。

○下村委員 よくわかりましたけれども、適用対象としないということにあわせて、現行法制に基づいてというふうな、そういう一文を入れていただくと、これだと、勝手にしなさいと読めてしまうような気がするのですが、これは私の勝手な思いなのですか、そんなことを思いました。

最後に、JAXAは確かにいろいろな経験、技術、相当なものがあるので、私もこういう精神でいいかなと思うのだけれども、特別な取り扱いについて検討するという、これは、どういうふうに理解すればいいのですか。

○奥野参事官 特別な取り扱いという言葉をあえて選んだ理由については、あくまでも、許可及び継続的監督の客体にはなるのですけれども、ただ、全く白地で国がコミットしていなかった新しい機体の審査の場合のように、審査官等が個別に説明を受け、一点一点設計図面等を審査するようなプロセスをとらず

に許可の対象としたら、つまり、簡略、簡便に許可が得られて、新型基幹ロケットの開発等が円滑にできるよう対応を考えるというので、特別と書いた趣旨は、法律の外には置かないという趣旨ですが、法律の中で、通常の全く国が関与せず白地で新しい開発計画というのが純粹に民間で出てきたときにとるような形での、通常の許可申請に対して行うようなプロセスというのをとらずに、円滑に承認等が行えるような方法というのを、これから検討する必要があるのではないかという趣旨で、特別な取り扱いという形で表現させていただいています。

○櫻井委員 例示のことなのですが、今の一連の御質問の並びで言うと、再突入についての扱いですね。再突入場については現状では安全確保の観点から不可との説明がありました。これは、許可制のもとにあるけれども不可ということでしょうか。

○奥野参事官 再突入に関しては、中間取りまとめの段階で、まだ、十分に具体的な御議論等を尽くしていただいておりますので、引き続きの検討の対象ではございます。

ただし、一般的に、この制度というのをマトリックスでつくった場合に関しては、やはり再突入に関しても、再突入場の運営者が行う地上安全、飛行安全の確保のもとで、再突入機を再突入させるというような形態というのが想定されるのでございますが、現在、我が国がJAXA等で実施している再突入等につきましては、実は、必要な安全確保する範囲というのが、打ち上げに関しては、例えば、射場から数キロのオーダー、例えば、3キロのオーダー等の立入禁止区域を設定して、打ち上げ等を行っているのですが、再突入に関しては、数百キロオーダー、数百キロ掛ける数百キロの面を立入禁止として設定して行う。そうすると、事実上、我が国の管轄の及ぶような範囲で、再突入場の運営は、事実上できないという観点で、今後整理していくことになるのかなと。

ただ、中間取りまとめの段階では、まだ、こういった内容に関して、具体的に踏み込めるほど、お諮りしていませんので、淡々と許可を行うことについて説明いたしました。今後の御議論として、打ち上げ射場に関して、この射場運営者の役割というのがあるとすると、再突入に関しても、同様に再突入場の運営者の管理する再突入場に再突入させる。我が国の例だと、「はやぶさ」のカプセル等を再突入させた際には、オーストラリアの管理するウーメラの再突入場に、再突入管理者の許可のもと、落下させたのですが、そういったものが事実上、我が国にはつくれないだろうという趣旨で、法的にというよりも、ここは、状況の認識として、恐らく、本邦領域内で再突入場というのを運用することは、現時点では想定されない。

ただ、中間取りまとめ等では、こういう概念というのが恐らく出てくるでし

ようから、今後検討を行わなければならないのですが、実態としては、そういう状態であるというのを、今日御紹介させていただきました。

○櫻井委員 ということは、有人宇宙輸送機の打ち上げは、当面許可を行わないということ、同じなのですか、違うのですか。そこがよくわからないのですが。

○奥野参事官 そこは、後ほど検討させていただいて、書いていくことになります。再突入場に関しては、有人宇宙輸送機と違って、一応、どういう条件を満たせば安全に運用できるのかということは設定できますので、有人宇宙輸送機のように、そもそも技術審査をする能力がないのとは違うと思いますが、事実上、今時点で政府が考えている再突入に必要な安全な条件というのを導入すると、事実上、不能になるという再突入の考え方と、いわゆる、そもそもライセンスというのを出すだけの技術的能力が蓄積されていないというのにおいて、状態によっては、完全に同一ではないとは承知しております。

ただ、法文に落とす段階で、その2つが結果として同じ形になるのかについては、引き続き、中間取りまとめ以降も精査してまいりたいと考えております。

○櫻井委員 今の有人宇宙輸送機の打ち上げについては、技術的な能力が国に、いまだ備わっていないということが主たる理由と伺いましたが、これは、むしろ、その面とともに、あと、理屈上の、こういうものを許可する場合のリスクが当然伴っていて、そういう事柄については、法的な観点からの議論というのが、まさにされたことがないので、これは、今からゆっくりきちんと始めておかないと、なかなか難しい問題が出てくるのかなと思っています。

○奥野参事官 御指摘のとおり、いわゆる技術論だけではなくて、今、言った乗員に関するリスクだとか、そういったものが国内法制で許容し得るのか、もしくはそういった法的、社会的観点等も当然有人の政策に関しては、御指摘のとおり検討する必要があるかと承知してございます。

○櫻井委員 試験的とか、実験的許可とか、いろんな工夫があり得ると思います。

もう一点、違う点なのですが、人工衛星の管理のところなのですが、管理を行う者の定義については、管制行為に係る決定権を実質的に有する者として、下請契約者のようなものは含まないという説明でしたが、決定権を実質的に有する者というは、気持ちとしてはわかるのですが、名義ではないということなのですね。実質的に判断する判断基準は、どういうふうにセットするのかについて伺います。

それから、主体的契約者を手足というのもやや情緒的ではあるので、手足ということでもないですね。多分独立性を持っているのだと思いますから。

○奥野参事官 まず、まさに御指摘のとおりでございまして、具体的に、民間事

業者の側からも指摘を受けておりますが、予見可能性として、こういった場合に申請の対象になって、こういった場合にはならないのかについては、若干非常に人工衛星の、いわゆる運用というのが、当初、御指摘したように極めて多様でございまして、かつ、所有と必ずしも実際的な技術的能力というのが完全に一致していなかったり、もしくは技術的能力を持っている者がオーナーでもなく、契約を受けていたり、多様な形態がございまして。そちらにつきましては、引き続き具体の事案に即して、この方向性ではあります、現時点で一様にこうですと断言するには、非常に人工衛星の運用形態は多様になってございまして、法案を出すまでには、恐らく具体的な解釈等を確定した上で、それが本当に実情と完全に一致しているのか、より精緻に精査していく必要があるかと考えてございまして。非常に悩んでいるというのが、正直なところです。

○櫻井委員 手足も同様ですね。

○奥野参事官 はい。どこまでを手足とするのかというのは、まさに御指摘のとおり、かなり実態的に独立性があって、頭といっても、ほとんど頭が指示を出さないようなケースもあれば、実態的に請負のような形にはなっているのですけれども、ほとんどコントロールのもとで、手足のように動いている等ありまして、こういう言葉を使ったのは、なかなか確定的に、ここまでですというのが、現時点では線が引きづらいと、ただ、考え方としては、こういう考え方でやるので、当然、民間事業者の方の予見可能性という意味では、もう少しここを具体の活動に応じて精査する必要があると承知してございまして。

○白井委員 打ち上げのフェーズの始終についての説明がありましたが、私がここで申し上げたいなと思ったのは、この始まり、終わりというものと、第三者損害賠償制度関連の始まりと終わりというものとは、必ずしも一致しないのですね。あるいは一致させてはいけないケースが多分出てくるだろうと思われまます。

例えば、責任集中について。責任集中の期間を打ち上げのフェーズの始まりと終わりとも一致させるのか？あるいは賠償措置。主に保険ですが、保険手配は、この打ち上げの始まりと終わりの間だけ行えばいいのか？第三者損害賠償のところの、この義務の始まりの点と終わりの点については、もし、何か御意向があったらお聞かせいただきたいですし、今、申し上げたいのは、むしろ、これは法律に落とすときには、結構難問だと思うのですけれども、巧みにやっていたいただきたいなというお願いでございまして。

そうしないと、少し穴ができてしまう。これは、各国法で、結構苦労しているところだと思うのです。必ずしもうまくいっていないところではないかと思うのです。いろんな国の法律を見ていて、そう思います。

○奥野参事官 まさに今後の議論で精査させていただきたいと思いますが、損

害の場合は、因果関係等が明確にあった場合に、フェーズの終了後、発生した損害については知りませんよとは言えないと思いますので、そういった点で、考え方等を整理しなければなりません。ただ、いわゆる民間事業者が、一般に調達している範囲と強制保険の範囲というのを必ずしも100%一致させる必要はなくて、民間事業者は、場合によっては軌道上の損害に関してもあわせて一本の保険等で調達するほうが経済的に合理的かもしれないと考えますので、その辺は、御指摘の点を踏まえて、今後、精緻に検討すべきだと考えますし、打ち上げの始期の考え方につきましても、従前、JAXAの技術者からも説明を受けているところですが、それ以前の段階に関しては、基本的に活動法ではなくて、現行の他の安全確保法制等によって安全が担保されている領域と活動法の領域と保険等の関係では全体を包含するかもしれませんが、これは、国の補償というのが、特に打ち上げに関してはかかってまいりますので、ちょっと関係各省とともに、詳細に詰めたいと思いますし、そういう意味では、保険の範囲というのが国の補償というのを背にしたときに、どこまでの保険を義務づけるのか、補償をする財政当局の側の考え方等もあろうかと思えます。そちら、そういった財政当局の意見等を聞きながら、今後、具体化してまいりたいと思っております。

○白井委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っておりますが、多分、民間の企業にとって、責任集中が打ち上げの前についても適用されるのかどうかというところは、結構重い話なのではないかと思っております。地上作業中あるいは、打ち上げ準備中の事故について、責任が集中されるのか、しないのは、集中される側にとっても、あるいは部品とか役務を提供する側にとっても、比較的影響度が大きいポイントかなという気がいたしますので、よろしく願いします。

○奥野参事官 今後の御議論かと思えますが、今までの認識として、打ち上げ開始前に、特例等を講ずるという考え方は、これまで持っていなかったかと思えます。

○浅田委員 今、御議論あったところとも関係するのですけれども、終期と始期の問題です。打ち上げには終期、始期があつて、再突入も同様にあるかと思えますが、人工衛星管理の部分における終期、始期については、管理の開始、終了という形で説明をされておりました。これは、打ち上げから再突入までの間、途切れがないということなのか、それとも、打ち上げの分離完了後、管理が開始して、管理が終了すると、再突入する場合には、再突入に移行するという形なのか、間に何か切れ目があるかどうかという点について、教えていただきたいと思えます。

それとの関係で、賠償措置のところ、人工衛星管理については、特に説明

がありませんでした。

それで、例えば、人工衛星が運用している途中で落下するということはあり得ると思うのですが、その場合、地上で損害が生ずるということもあり得るわけですね。その場合には、宇宙条約上もいろいろ責任がかかってきます。

そうすると、賠償も、この部分についても同様に必要になるのではないかという点が1つ、その他幾つかあるのですけれども、全部まとめてよろしいですか。

○奥野参事官 今の点だけお答えいたします。

人工衛星の管理というのは、いわゆる打ち上げ等と違って継続的に行われますので、間があくのかどうかという点に関しては、今後、より精査してまいりたいと思いますが、恐らく、積極的に再突入させずに、管理の終了が終わった後、デブリになった人工衛星が落ちてくる、そういったような形のリスクというのがございますので、全て、このフェーズの中に、完全に物体そのものの状態というのが100%紐付けられているものではないのではないかと認識してございます。

次に、先ほど申し上げました人工衛星の場合に関しては、今回、賠償措置について特段説明を行っていない趣旨に関して、考え方の背景の説明として、賠償措置というのは義務づけないという方向で検討しているという点は、そのとおりでございます。

ですが、条件の中において、もし、国が宇宙諸条約に基づいて支払った場合に関しては、求償の応諾義務というのを課するという考え方がございまして、なぜ、このようになっているかにつきましては、実は、人工衛星のオペレーターの方等の御意見を伺ったところ、人工衛星というのは、非常に機体の形状及び投入された軌道等において、全く賠償リスクというのが、千差万別であり、例えば、静止衛星に配置された人工衛星というのも、恐らく地上に落下してくるということは、ほぼ想定されないであろう。もしくは、人工衛星のサイズだとか、人工衛星の構造によって、仮に地上損害で考えたときに、恐らく運用する人が想定するリスクも、極めて、例えば、宇宙ステーションのような物体が地上に落ちるというのと、恐らく、ほとんど燃え尽きてしまうキューブサットが地上に落ちるというのだと、地上損害に関するリスクが違います。

これを、国が損害賠償措置として事前に強制保険で義務づけようとする、個々の人工衛星の軌道から運用の状態から、その構造の材料から全部審査して、必要な賠償額というのを個々算出して、それで保険をかけさせると、かつ、かける保険は、恐らく打ち上げ、再突入と違って、極めて軽微な保険である。そういったことを行うことが、極めて大規模な事業者から、大学の研究室まであるような多様な人工衛星の運用事業者に、非常に大きな負担を課すと同時に、

そういった人工衛星に対する多様な枠組みに一々対応するような許可制度をつくると、逆に、その許可制度に入っていないものが来るたびに許可制度をつくり直さないと人工衛星が運用できないことになる。

そういった硬直的なことにならないように、賠償リスクについては、個々の人工衛星の運用者の側の判断に任せるとともに、ただ、国としては、国が賠償した場合には、求償はしますという状態で、どういう形で賠償資力を確保するかは、一律の強制保険というのとはなじまないのではないかと。

また、人工衛星の管理は、非常に多様でありますので、ばらばらなことをせずに、許可の際に条件等を付することによって、落下したら、明らかにリスクが高い人工衛星については、必ず制御して落下させて、その際に安全措置を講じなさいといい、それに対して、適宜、措置命令、立入検査等で慎重に対応するような衛星もあれば、大学等が打ち上げているキューブサットのように、ある種、地上損害という観点については、ほとんど考慮しなくてもいい、もしくは静止衛星のように、恐らく地上損害というのは、正確に軌道に投入されさえすれば考えなくてもいいという形で対応していけるのではないかと考えます。

○浅田委員 ありがとうございます。

それから、それとの関連でお尋ねしたいのですが、求償するという条件として許可を出すということで、軌道での移転等に対応するというお話だと思えます。

これは、当然、日本企業、その許可の対象になるものが国に対して求償に応ずるということですが、他方、その企業が移転先に対していかなる対応をするのかというのは企業の問題ということですね。

○奥野参事官 移転先との関係は当事者間で解決すべき問題であると承知しております。

○浅田委員 これまでステーションキーピング、ハウスキーピングと説明されていた部分について管制という言葉で今後説明を行うとのことですが、この管制と管理との関係がややわかりにくいと感じます。管理というのは抽象的なもので、管制というのは具体的な行為を指すということだと思っておりますが、そのあたりの関係が、やや類似した用語でわかりにくいという印象があります。

○奥野参事官 わかりました。今後、説明等を丁寧に行ってまいります。

○鎌田座長 ほかには、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もし、よろしければ、次の議題に移りたいと思えます。

次は、衛星リモートセンシング法等に関する基本的な考え方でございます。事務局から御説明をいただきます。

<事務局から、資料2に基づき説明>

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に対する御質問、御意見をお出しください。

○安岡委員 3.(1)(2)(3)の点の確認なのですが、継続して検討を行うということがデータの範囲全般に係るのですね。

○末富参事官 そうです。

○安岡委員 そうしますと、当面は、その行為を規定し、それから、行為者を規定して、データの範囲は、後日、また考えますというふうに理解すればよろしいですか。

○末富参事官 そういうことです。

○安岡委員 わかりました。

○浅田委員 1つ、管理を行うべき行為の範囲というところとの関係で御質問なのですが、一次配布及びこれに伴う行為ということで、これは、具体的にどういうことを考えられているのかをお尋ねしたいと思います。

それに関連して、データの配布については、先ほどの宇宙活動法ではないですけれども、他の者に移転されるということが十分考えられるわけで、衛星以上にどんどん移っていくという可能性が高いと思うのですが、その点をどのようにお考えなのでしょう。

どこまでいくかということを中心に規制しなければ、目的が多分達せられないのではないかと思います。先ほど出てきたものとの比較でいいますと、配布の許可を行う際に、条件を付すという形で、例えば、エンドユーザーのリストがあって、ここには配布しないというものがあるとすると、そういったエンドユーザーに対して再移転をしないということを条件に許可するとか、そういった条件付きの許可というものがあり得るのかということです。

それと、「これに伴う行為」との関係ですが、具体的にどういったことを念頭に置かれているのでしょうか。

○末富参事官 まず、最初にエンドユーザーについてのことでございますが、今回の中間報告の中には入れない予定ですが、大体諸外国はどのようにこの画像データを管理しているのかということを見ますと、ディナリアルリストなどをつくり、事業者に対しては、エンドユーザーが、そのディナリアルリストに書かれている人には配布しないでくださいというような形で管理しております。それは、どこの国も共通にやっておりますので、そこについては、我々もそういう制度を取り入れる必要があると考えております。そこは基本だと考えております。ただ、ディナリアルリストとして、どういう作り方

をするかということも含めて、今後、検討していく必要があるかと思っております。

そこにつきましては、配布の許可をするときに、条件をつけるのかどうか、また、どういう形で規定するのかというのは、今後の法律を検討していく上で、検討事項の1つだというふうに考えております。

最初の点の一次配布及びこれに伴う行為のところでございます。

我々といたしましては、データを受信して最初に我が国から出ていくところというところを中心として、そこを必要なときに止めるということなのだと思います。ただし、今、国内事業者において、どのようにデータを受信し、配布しているのかというのは、いろんなパターンがございまして、例えば、撮像指示をし、データの受信もするという事業者もあれば、データの受信だけをしている事業者もございます。また、撮像指示を国内で行って、国外で受信しているような例とかもあつたりします。そこは、今、色々なパターンがありますので、最初に受信をし、最初に第三者に配布するところ、データが出ていくところに着目をしてはいますが、それに付随して、どのような形で事業者がデータの受信や配布を行っているのかということをよく精査し、どれを法律の対象に含めるべきか、含めるべきではないかという作業をする必要があると思っております。

○櫻井委員 単純な質問で、国家安全保障戦略に記載された国家安全保障の目標の説明がありました。これは、リモートセンシングに関して言われていることというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○末富参事官 そうではなくて、国家安全保障戦略の3本柱です。

○櫻井委員 とはいえ、間接的なというか、直接どうこうということではなくて、基本的な考え方として、こういうものがベースにあつて考えるということですね。

○末富参事官 そういうことです。

○櫻井委員 それで、コメントなのですけれども、この衛星リモートセンシング関係の法律についても、基本的には宇宙活動法と同じで、一種の制度インフラなのだと思うのです。

そのときに難しいのは、産業振興の問題について、最後に、これから検討するというところで出ているのですけれども、基本的には、そういうことがある種大宗になって、制度インフラをつくっていくものだと思います。

その場合には、まさにユーザー等を含めて、善意の人を想定して法制度を組んでいくということになるわけですね。

他方で、日米同盟とか、安保関係の問題というのがあつて、あるいは近年ですと、サイバーセキュリティーの問題というものもあり、この問題など、どこ

も太刀打ちできないような状況も見られます。この点、全然脅威の度合い、性質が違いますが、消費者法分野では、近年大きな変化があるように思います。基本的に日本の法制度は、善意の人を想定して法律をつくってきたのだけれども、どうも悪意の事業者というのがいて、しかも非常に悪質であると。そういう人たちが現実に出現するようになって、行政との間でイタチごっこになって規制を強化しているのに、なかなか行政が追いつかない、ということをやっているわけですね。法改正も非常に頻繁にされているのに、なかなか効果的な手が打てていないというようなことがあり、そうした状況をあわせ考えると、特に、この領域の場合には、悪意の行動、よからぬ者とおっしゃったと思うのですけれども、よからぬ者が多分想定し得る最も危険性の高い主体ということになるので、法制度の要請としては、いざ、そういう事態が想定され、具体的に想定されるとなったときに、手が打てるという仕組みをつくっておかないといけないと思うのです。

それで、おそらく、要請としては2つあって、柱としては2本立てで制度を基本的にはつくっていくことになるのかなと思います。

その際、幾つか個別法ですと、いざというときに権限が発動できる規定を持っている法律は若干数あるのですけれども、現実に私が見ている行政だと、規定があるだけで、実際には動かさない、どうやって動かそうかを、いざというときになって考えるという例があります。例えば、政令などの執行のための規範自体が存在しないとか、具体的に動かすためのノウハウがないというようなことが現実であり、その準備とあわせて、実効的な規制をセットしておくところがないと十全とはいえないと思います。そこは予防的にきちんと動くような、そういう仕組みをあわせて置いておくということが、実務上は重要なのかなと考えております。

○末富参事官 先生、どうもありがとうございます。

先生がおっしゃっているように、いざというときに使えるようにしておくことが重要だと思います。そのための制度づくりは重要であり、また、そのための執行体制も考えていくべきだと考えています。

○宇賀委員 私も先ほど浅田委員が指摘された点が少し気になっていたのですけれども、一次配布でデータが移転して、最初の移転先については、ネガティブリストで、こういうところには再転売しないでくださいという形で条件をつけるとか、やり方はあると思うのですけれども、そこから、ネガティブリストに当たらないところに移転をして、また、今度そこが、次に移転をするときも、また規制が必要になってくるわけですね。

ですから、第一次的な配布先に限らず、データというのは、どんどん容易に移転していくわけですから、そのときにトレーサビリティを確保するなり、

そして、再移転先とか、再々移転先においても、そこからネガティブリストに入っているようなところに移転しないことを確保できるような仕組み、いろいろ考えられると思うのですけれども、制度設計に当たっては、そういう点も含めていずれ検討していただきたいと思います。

○末富参事官 ありがとうございます。

そこは、我々としても問題意識を持っております。既にリモセン法を有している国も、やはり、エンドユーザー以外のところに配布されるようなことがあった場合には、それをどう捉えていくかということが非常に難しいと聞いています。我々としてもどういうふうに、いかにエンドユーザー以外の者のところに行かないようにしていくかということを今後検討していく必要があると思っております。

○安岡委員 私も、リモートセンシングの技術以外のところはよくわからないのですけれども、先程のご説明の中に、継続して検討を行うということと、今後検討すべき事項というのがあって、これは、当面出す法律について、先ほどの3.にある(2)(3)については、当面書き込みますと、(1)は書き込まないと考えていいわけですね。4.は、さらにもっとその先という、つまり時間軸がどういうふうになっているのかなというのがよくわからなくて、継続して検討する課題と、さらにその後に関今後検討すべき事項となると考えればよろしいのですか。

○末富参事官 済みません、そこまで緻密に我々も考えていたわけではないのですが、いずれにいたしましても、結論といたしましては、3の(1)につきましても、4の各事項につきましても、年末までに何かしらの結論を得たいと思っております。

○安岡委員 基本的には、年末までということなのですね。

○末富参事官 はい、年末までと考えております。

なお、4.については、必ずしも法律の中に入れ込む検討課題ではなくて、法律以外の政策的な事項も含んでおります。少しわかりづらいのですが、年末までに結論を得るべく検討する事項というような整理で、ここは書かせていただいております。

○安岡委員 私がちょっと気になっていたのは、大学が、今どんどんいろんなセンサを開発しているわけですが、例えば、空間分解能とか、撮像地点というところでの規制がなくて、スペクトルの分解能が非常に細かいセンサを大学が今開発をして打ち上げているわけですが、そういうデータを海外が衛星本体をほしいと、4.の最後に関係するような場合ですけれども、国の安全保障の範囲で規定はされているけれども、その定義とグローバルな安全とか、平和とか、その定義が必ずしも一致しない場合に、大学の研究者は、どうしたらいい

のだろうかという当面の規制の範囲に入らなければ、今ならやっていいのかどうかと、その辺がよくわからないです。

今年度末までに、そこが検討されるということであれば、多分、大丈夫なのかなという気はいたしますけれども。

○末富参事官 今年度末までに、結論を得るようにしたいと思っております。いずれにしましても、大学衛星の取り扱いについては、法律をつくる上で重要な課題の1つだと思いますので、法律を検討していく段階で、何らかの方向性を見出したいとは思っています。

○安岡委員 わかりました。年末までに検討されるということであれば結構です。

○下村委員 3. の(2)で説明があった衛星リモートセンシング・データの一次配布及びこれに伴う行為を許可制とすることについてですが、こういうデータは非常にスピーディに扱わないと価値がないのだと思うのです。ということで、許可制というのが、瞬時に可否判断ができるような、そういうメカニズムをきちんとつくるといことが不可欠だと思うのです。

そういう意味で、1つはガイドラインみたいなものがあって、業者がそれに基づいて、自動的に可否判断ができるようにするメカニズム、私、以前に申し上げたことがあるように思うのですけれども、ヨーロッパの、例えば、インフォテラは、ドイツの衛星データセキュリティポリシーによって規定されたチェックシートがあって、誰がそのデータを買いにきているかとか、そういうのでチェックシートに基づいて管理を行い、その場でオーケーが出たら、もう売っていいと、そういうふうな仕組みがあるのです。だから、インフォテラは、そういうチェックシートに基づいてデータを取り扱うことができるという、要するにそういう仕組みがあると迅速な対応が可能になるのではないかと。一つ一つ個別案件で申請書を書いて、それで審査を受けてというふうな、それでは、ちょっと非現実的なことになりかねないと思うものですから、そういうふうな意見を申し述べたいということです。

○末富参事官 どういうときに、どういう制約をお願いするかというのは、今後、詳細に検討していくべき事項だと思っております。

色々な事業者さんと話をしている際にも、例えば、もし、あるデータについて機微だという場合に対して、政府に伺いが来た際には、ご指摘のとおり、政府部内での検討に時間がかかってなかなか回答が返せないというような、ビジネスに影響が出るようなことはしないでほしいと言われておりますので、我々もその辺については考慮させていただきたいと思っております。また、データの機微性を判断するためにはどのようなやり方がいいのかについて、今、部内で検討しております。例えば、全てのデータについて、個別に政府が許可するとい

うようなやり方をすれば、なかなかビジネスが育たないのではないかと考えております。そこは諸外国のやり方、あとは安全保障上の影響、色々なものを総合的に鑑みて、どういうやり方がいいのか、その際には、ビジネスに影響を与えないようなやり方にするということを念頭に置いて、検討を進めていきたいと思っております。

○宇賀委員 今の御質問との関連で、許可制をとった場合、行政手続法で申請に対する処分の際に、審査基準という法令上の基準をより具体化、詳細化したもの、先ほど言われたガイドラインのようなものですが、そういうものをできる限り具体的に作成して、作成したものは、行政上特別な支障がない限り公にしておくということが義務づけられているので、その審査基準ができる限り具体的に作成して、公にされていけば、かなりそういう面で予見可能性も高まると思うのです。

あと、処理の迅速化という面では、やはり行政手続法の中で、標準処理期間という制度があって、その標準処理期間を定めるように努めて、定めたものは公にしておくという義務がありますので、そういう審査基準とか、標準処理期間の制度で、ある程度今の御懸念には対応できるのかなと思いました。

○浅田委員 先ほどの質問と少し関係するのですが、衛星本体を海外に売却することにより法規制を迂回することなのだと思いますが、外国や外国の民間事業者の保有する衛星を利用したデータの取得等についても、一応、本法の対象にするような方向だと思うのです。

そうすると、この部分で迂回というのは、そういう形では出てこないだろうと思うわけですが、そのような認識が正しいのかということを確認したいと思います。

もしそうではないとすると、衛星本体をよからぬ者に売却して、その本人がデータを得るということになるかもしれませんが、そうすると、その場合には、この法律の適用の対象外になるのだと思うのです。そういうことを心配されているでしょうか。

もし後者であるとする、宇宙活動法とも少し関係してくるという気がしますが、管理の移転というところがあったと思うのですが、そうすると、宇宙活動法のほうにも単に賠償とか何とかという問題だけではなく、もう少し安全保障の輸出管理的な発想を含む規定が入ってくる余地があるのではないのかと感じます。このあたりの、私の疑問と認識が正しいのかどうかお尋ねしたいと思えます。

○末富参事官 我々として、これを入れたのは、諸外国、例えばアメリカなどは、最初、リモセン衛星を運用して画像を配布しようとする者に対して免許制を与えるというやり方をしていますが、我々はそういうやり方ではなく、配布

だけの規制をしようと考えています。そうすると、我々のリモセン法の網をかいくぐろうとして、国外でデータを取得しようとするやり方をする者も出てくるのではないかということで、余り深い意味もなく、そのような発想で、これを入れました。

○浅田委員 そうすると、外国の衛星等を利用して、日本で撮像指示を出したりするというのは、この法律の対象になる予定ですね。

○末富参事官 そこは、対象になるかどうかについて、まだ、もう少し検討が必要かと思います。

○白井委員 今の御説明で答えを得られたような気もするのですが、先ほどから伺いたいと思っていたのが、今回伺うと、結局配布規制、衛星の運用ではなくて配布という行為で規制をかけるといいますか、レギュレートする・・・。

となると、本法の事業者がリモセン衛星をみずから保有して運用しているというのを想定した場合は、宇宙活動法のほうで衛星の管理については規制をかけ許可対象にする。リモセン法は、そこから得られたデータの一次配布について許可対象にする・・・。

一応、これをオーバーラップする部分はほとんどないという整理でよろしいのでしょうか。

○末富参事官 はい。

○白井委員 ありがとうございます。オーバーラップすることはないといっても、事業者から見たら、両方やらなければいけないということでもありますね。

○浅田委員 後者のほうの可能性というのは考えなくていいのでしょうか。つまり、衛星の輸出管理の話になるのでしょうか。輸出管理は、衛星などを対象にしているのですか。

○恒藤参事官 人工衛星の輸出は、当然、輸出管理の対象になっておりますので。

センサについても個別にリストに、多くのものは載っております。ですので、人工衛星を懸念のある国に輸出する際には、外為法に基づいて審査がされ、必要があれば、許可が出ないという仕組みになっています。

○安岡委員 データ配布というところの規制が中心になるということなのですが、前回も議論にありました、付加価値をつけたデータの配布に関して、衛星データの場合は、生のデータよりも、それを処理した結果により重要な情報が含まれることが圧倒的に多いわけですが、それは、対象外という理解でよろしいですね。

○末富参事官 基本的には、今、対象外にしたいと思っています。

○安岡委員 それは、それで結構だと思いますけれども。

○末富参事官 ただ、諸外国でも、現在、データよりもプロダクトが問題にな

っていると言っている国もあり、そこについてどうするかというのは、今後考えていく必要がでてくるのではないかと。

ただ、現状、それを制約している国はございません。

○安岡委員 わかりました。それは、それで結構だと思います。

○恒藤参事官 先ほどの白井委員の御質問について補足いたしますと、今後検討すべき事項で、管理を行うべき行為者における適切なデータ管理の担保と、下から3つ目の項目が、引き続き検討項目になってございます。

この観点で、人工衛星から地上にデータを落としてくる際のセキュリティーと言いますか、情報セキュリティーの観点も出てくると思いますので、そういう観点で、人工衛星のほうに適切な暗号化なりの装置を載せておくということも、当然、検討の対象としては必要になるという可能性もありまして、そういう観点では、こちらの法律でも、何らか人工衛星を打ち上げる際に、何らかの措置を求めるということもあり得ますので、そういう意味では、先ほどの宇宙活動法とオーバーラップがあるか、ないかというところは、この辺の検討次第かなと思います。

○鎌田座長 宇宙活動法のほうで、積極的に衛星の中の機能についても精査し、条件づけていくということは想定されているのですか。

○奥野参事官 現行の考え方は、先ほど申し上げたように、基本的には機能物体としての物体の第三者の損害を防いだりするという物体の運用のほうを対象にしておりますので、したがって、今後、精査はいたしますけれども、人工衛星の機能物体の機能であったとしても、全て宇宙活動法で見るかということ、そういうわけではなかろうかと思えます。

例えば、通信・放送に関しては、当然、人工衛星のミッション機器の内容に関して通信・放送の関係の制約というのを当然、人工衛星のつけるミッション機器の、機能物体として受けておりますが、それは、通信・放送の関連の法律で担保されておれば、あえて活動法で二重に許可と重複させる必要はなかろうかと思っておりますので、第一義的に活動法の考え方として、やはりこの物体そのものの第三者損害を防いだり、それに対する国の、そういうベースでの国の管轄、関係等を明確化するというのが基本であろうかと思っておりますが、今言った御指摘のようなところで漏れがあったり、何らかの形のカバレッジが必要であったりすれば、引き続き検討してはまいりたいと思っておりますが、基本的な考え方は、今、そのように、ミッションの部分に関してはミッションの側で何らかの対応があるという前提で考えておるところ、それは、これまでの通信・放送と同じことではないかと思っております。

○鎌田座長 若干調整が必要な感じもしなくもないのですけれども。

○奥野参事官 引き続き、同じ中でやっておりますので、当然、整合的な形で

対応したいと考えてございます。

○鎌田座長 ほかの点について、いかがでしょうか。

いずれにしても、衛星リモートセンシング法に関しましては、まさに文字どおりの中間取りまとめで、最終取りまとめに向けては、先ほど御指摘があったようなところをさらに継続して検討を行う予定であり、詰めておくべき項目は残されているということですのでよろしいですね。

ほかの点は、いかがでしょうか。予定の時間は、まだ大分余っているのですが、特に関心がないようでしたら、あえて長引かせる必要もないと思いますので、このあたりで終了にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○鎌田座長 ありがとうございます。それでは、ここで終了にさせていただきます。

この中間取りまとめにつきましては、今日、頂戴した御意見で直ちに修正を要する部分が明らかになったわけではございませんけれども、事務局等と、今日の御意見を踏まえて御相談させていただきます。最終的な調整につきましては、座長に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、最後にその他でございますけれども、その他につきましては、まず、宇宙活動法に関する基本的考え方及び衛星リモートセンシング法等に関する基本的考え方につきまして、このような内容で宇宙産業・科学技術基盤部会、宇宙政策委員会に報告をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただければと思います。よろしいですね。

(「はい」と声あり)

○鎌田座長 それでは、以上をもちまして、本日、予定しておりました議事は終了いたしました。事務的な事項について、事務局から補足的説明をしていただきます。

○奥野参事官 次回の開催日程につきましては、また、改めて事務局のほうで調整させていただければと存じます。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会を終了させていただきます。

長時間にわたりまして熱心な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。